

多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託(農畜産物の輸出強化事業)
企画提案書募集要項

多古町では、令和6年度に多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託(農畜産物の輸出強化事業)を実施することとし、下記により企画提案書を募集する。

記

1. 業務目的

本町は、千葉県北東部に位置し、豊かな森林や栗山川などの自然環境を有し、6月のあじさいなど四季折々の自然景観を見ることができる。成田空港から空港シャトルバスで20分の好立地にありながらも、基幹産業である農業により伸びやかで美しい農村景観が広がり、多古米の田植え、稲刈り体験や、さつま芋の収穫体験などを楽しむことができる。また、隣接する成田空港の更なる機能強化や圏央道の開通に伴う新ICの整備など、これまでにない環境変化が起こり始めており、近隣都市間だけでなく、国内外からも多くの人々が来訪する機会が訪れることが想定される。

一方で、農業を取り巻く状況は年々変わってきているにもかかわらず、構造的な課題は旧態依然とした状態のままであることが問題視されている。それらの課題の一部を挙げると、依然として熟練者のノウハウや人手に頼る作業が多いこと、農家の高齢化や後継者不足等により本町の農業従事者が令和2年までの15年間で約4分の1に減少していること、農業に従事する時間は長いものの産出額が低く生産性が低いことなどがある。また、成田国際空港に隣接する立地にありながら、海外販路構築に向けたノウハウ不足や海外インポーターとのパイプライン構築ができておらず、農畜産物の輸出への取組が遅れている。こういった課題を解決し、農業への関心や生産性の向上を推進するため、将来に向けた新たなアプローチを行っていくことが急務となっている。

多古町デジタル農家エコシステム推進事業では、本業務を含めた4事業により将来に残る持続可能な農業を実現することを目的としている。本業務では、海外への輸出に向けて必要な調査を行い、本町の農畜産物の輸出に向けた足掛かりを創出する。

2. 業務内容

別紙、仕様書のとおり

3. プロポーザル実施方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、プロポーザルの参加者は、候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準(平成8年多古町訓令第3号)、多古町物品等契約に係る業者指名停止基準(平成26年多古町訓令第15号)又は千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 多古町契約等に係る暴力団等対策措置要綱(平成26年多古町告示第11号)に基づく排除措置を受けていないこと。また、同要綱第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 国税、千葉県税及び多古町税等に滞納がないこと。
- (6) 宗教又は政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (7) その他業務を適切かつ的確に履行できる体制を有していること。

5. 実施スケジュール

(1) 参加表明書提出期限

令和6年4月5日(金)午後5時まで(必着)

参加表明書提出後に辞退する場合は、令和6年4月23日(火)午後5時までに辞退届を提出するものとする。

(2) 質問受付期限

令和6年4月11日(木)午後5時まで(必着)

(3) 企画提案書提出期限

令和6年4月23日(火)午後5時まで(必着)

(4) プレゼンテーション

令和6年5月上旬を予定し、詳細は企画提案書提出者に別途通知する。

6. 質問に関する事項

提案予定者は本募集要項及び仕様書に関して、以下の方法により質問をすることができる(以下の方法以外による質問は受け付けない)。

(1) 質問は、質問書によるものとする。

(2) 受付期限 令和6年4月11日(木)午後5時まで(必着)

(3) 提出先 多古町 産業経済課 経済振興係

電話 0479-76-5404(直通) メール keizaishinko@town.tako.chiba.jp

(4) 提出方法 メール

(5) 回答はメールによるものとし、令和6年4月15日(月)に回答する。

(6) 回答は、質問をした者だけでなく全ての参加表明者に対し行う。

7. 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の方法により参加の意思を表明しなければならない。

(1) 参加の表明は参加表明書によるものとする。

(2) 参加表明書には次の表に掲げる書類を添付すること。

提出書類	法人	個人
商業登記簿謄本又はその写し	○	-
身分証明書又はその写し	-	○
国税及び千葉県税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)	○	○
多古町税等の納税証明書等(滞納がないことが確認できるもの)	○	○
財務諸表の写し	○	○
その他必要と認める書類	○	○

(3) 受付期限 令和6年4月5日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出先 〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584

多古町 産業経済課 経済振興係

(5) 提出方法 持参又は郵送(メール、FAXは不可)

※提出期限日必着とする。

- (6) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届を令和6年4月23日(火)までに同提出先まで提出するものとする。
8. 企画提案書提出方法等
 - (1) 提出期限 令和6年4月23日(火)午後5時まで(必着)
 - (2) 提出先 多古町 産業経済課 経済振興係
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(メール、FAXは不可)
※郵送の場合は、提出期限日必着とする。
 - (4) 提出部数
正本1部(押印、見積書内訳書添付)
副本10部(審査委員・事務局分)※押印不要 正本のコピー可
9. 企画提案書に関する事項
提案者は、以下に掲げる事項を記載した企画提案書を提出するものとする。
 - (1) 仕様書を踏まえた提案
 - (2) 必要に応じ仕様書にはないが多古町の現状等を踏まえた提案
 - (3) 実行行程(スケジュール)
 - (4) 会社概要
 - (5) 見積書及び積算内訳
※内訳は、企画費・人件費・印刷費など詳細に示すこと。
 - (6) 業務実績(直近5年間における国又は地方公共団体等における業務受注実績)
※輸出、海外調査に関連する業務の受注実績を最大5例まで示すこと。5例を超える実績を有する場合は、本業務の内容に近いもの、本業務で活かせる内容のものを選び示すこと。
 - (7) 業務従事者の体制(具体的な担当者名・職名、経歴・実績、人数、役割など)
 - (8) 企画提案書は、A4判・片面印刷・横書きスタイルとし、表紙には宛名「多古町長」、タイトル「多古町デジタル農家エコシステム推進事業(農畜産物の輸出強化事業)企画提案書」、提出年月日、提出者名を記載すること。なお、ページ数に制限は設けないが、プレゼンテーション時間内に説明ができるボリュームとすること。
 - (9) 1提案者につき1つの企画提案書とする。
10. 提出された企画提案書等の取扱い
 - (1) 提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの受託候補者の公表その他町が必要と認めるときは、町は受託候補者の企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
 - (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「多古町情報公開条例(平成13年3月16日条例第1号)」に基づき、企画提案書等を公開する場合がある。
 - (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。
 - (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
 - (6) 企画提案書の作成及び提出、さらにプロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とする。
 - (7) 提出後の企画提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は認めないものとする。

11. 審査及び選考方法

- (1) 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションによるものとし、多古町デジタル農家エコシステム推進事業プロポーザル審査委員会設置要領の定めによる委員により審査する。
- (2) 提案者が多数の場合のみ先行して書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象者を5者程度に絞り込むものとする。なお、書類審査の際に不明な点が生じた場合は本町から個別に質問をすることがある。
- (3) プレゼンテーションの日程は、令和6年5月上旬を予定しており、詳細は対象者に別途通知する。
- (4) プレゼンテーションは、1提案者につき20分以内とし、その後必要に応じて審査員からの質疑応答を行う。
- (5) プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる業務管理者(責任者)とする。
- (6) 参加の意を表明した提案者が1者であってもプレゼンテーションは行うこととし、審査委員会において審査を行う。
- (7) 審査に当たっては、別紙審査要領に基づき行う。

12. 審査結果に関する事項

審査結果については、プロポーザル審査結果通知書により通知するものとする。

13. 委託契約に関する事項

審査・選考により受託候補者を決定し、業務委託契約を締結するものとする。

- (1) 契約期間は、契約日から令和7年3月21日(金)までを予定とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、受託候補者の提案内容について提案上限額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 受注候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ① 「3.参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ② 企画提案書が無効となったとき
 - ③ その他事故等の特別な理由により契約が不可能と認められるとき
- (4) 契約に当たっては、関係法令及び多古町財務規則等によるものとする。

当該業務に対する委託料の上限は、27,500千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、提出書類等に関する作成経費をはじめ、業務遂行に係る切の経費を委託料に含めるものとする。ただし、本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業であり、交付決定額が提案上限額を下回った場合は、町と優先交渉権者で委託業務の内容及び委託契約の額についてを協議するものとする。

14. 提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 本要領、プロポーザル実施要項及び仕様書に定める条件に適合しないもの
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 提出にあたり、審査員または関係者に対し、直接的間接的を問わず援助を求めた場合
- (4) 提案に関し、談合等の不正行為があったとき
- (5) その他提案者が当該業務を履行するに不相当であると認められた場合

15. その他

- (1) 電子メール等の通信事故について、多古町は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

別紙 審査要領

審査項目		審査基準	配点
企画提案書 審査	業務趣旨等の理解度	本業務の目的を理解できているか。 ・ 将来へ向けて持続可能な農業の実現 ・ 町の農業が抱える課題、諸条件を整理した上で本事業が達成すべき目標	10
	地域特性の理解度	多古町の現状を把握できているか。 ・ 強み・弱み・機会・脅威の把握	10
	業務従事者体制	経験・実績を考慮した人員配置で、業務遂行のための体制が十分であるか。	10
	スケジュール	業務計画及びスケジュールが適切であり、確実に実現できるものであるか。	5
	提案内容	提案内容の的確性 ・ 事業内容を実現するために、的確な内容となっているか。 ・ 多古町の特性を考慮した内容となっているか。 ・ 発注者の想定を考慮した内容となっているか。又は想定に代わるような効果的な内容となっているか。	10
		提案内容の独創性 ・ 他の事例の類似ではなく独自の内容を有しているか。	10
		提案内容の実現性 ・ 提案内容が実現可能な内容となっているか。 ・ 運営スキームが持続可能なものであるか。	10
	その他の提案	仕様書(案)にはないが、関連業務として追加することが有効と考えられる独自の提案があったか。	10
	実績	平成31年(令和元年)度以降(過去5年間)の官公庁発注の同種業務・類似業務の業務完了実績は十分か。	10
	経費の適正性	経費は適正であるか。 ・ 見積書及び積算内訳書の内容は妥当であるか。 ・ 提案上限業務金額を超えたものは評価しない。	5
プレゼンテーション審査	説明能力	わかりやすく、論理的で、説得力があるか。	5
	熱意	業務に対する取り組み意欲が感じられるか。	5
合計			100

- ・ 委員一人当たり100点満点とし、委員ごとの採点結果で最上位(最高得点)に順位付けした審査委員の数が最も多い提案者を受託候補者として選定する。
- ・ 最上位に順位付けした委員が同数の場合は、全委員の合計点数が最も高い提案者を選定するものとし、合計点数が同点の提案者がある場合は委員の協議により選定する。
- ・ 全委員の採点結果が配点の60パーセント未満の場合、その提案者は受託候補者とししない。